

〔平成 29 年 4 月 19 日〕
 衆議院議員選挙区画定審議会勧告

衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案の概要

○ 都道府県別定数の異動 6 県（いずれも定数 1 減）

青森県(4→3) 岩手県(4→3) 三重県(5→4) 奈良県(4→3) 熊本県(5→4) 鹿児島県(5→4)

○ 今回の改定案で変更される選挙区の数

	19 都道府県 97 選挙区
(改定後：	19 都道府県 91 選挙区)

【衆議院選挙制度改革関連法で定める区分による内訳】

(1) 人口の最も少ない県（鳥取県）の区域内の選挙区 現状維持

(2) 選挙区の数が増加することとなる県の区域内の選挙区の数
 改定に伴うもの 6 県 27 選挙区
 (改定後： 6 県 21 選挙区)

(3) 較差 2 倍未満等の人口基準に適合しない選挙区 ((1), (2) に
 該当する選挙区を除く。) の改定に伴うもの等 13 都道府県 70 選挙区

① 上限人口を上回る選挙区の改定に伴うもの	10 都道府県 56 選挙区
② 下限人口を下回る選挙区の改定に伴うもの	4 県 11 選挙区
③ その他作成方針に基づく改定に伴うもの	1 道 3 選挙区

※ 「衆議院選挙制度改革関連法」とは、衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 49 号）のことをいう。

※ 複数の区分に該当する道県があるため、合計は単純計と一致しない。

※ 「較差 2 倍未満等の人口基準に適合しない選挙区」とは、衆議院選挙制度改革関連法で定める人口最少県の人口最少選挙区（平成 27 年日本国民の人口では鳥取県第 2 区、平成 32 年見込人口では鳥取県第 1 区）の人口以上当該人口の 2 倍未満の基準（平成 27 年日本国民の人口では 283,502 人～567,003 人、平成 32 年見込人口では 277,569 人～555,137 人）に適合しない選挙区である。

※ 「その他作成方針に基づく改定」とは、区割り改定案の作成方針（平成 28 年 12 月 22 日）2(6)(ロ)に基づき、北海道の総合振興局又は振興局の区域と整合を図る改定である。

○ 人口最少選挙区との較差が2倍以上となる選挙区の数

今回の改定案 (平成27年日本国民の人口) 0選挙区	現 行 (平成27年日本国民の人口) 32選挙区	前回区割り改定時 (平成22年国調人口) 0選挙区
(平成32年見込人口) 0選挙区	(平成32年見込人口) 71選挙区	

○ 最大人口較差

	今回の改定案 (平成27年日本国民の人口)	現 行 (平成27年日本国民の人口)	前回区割り改定時 (平成22年国調人口)
最大:	神奈川県 16区 554,516人	北海道 1区 589,501人	東京都 16区 581,677人
最小:	鳥取県 2区 283,502人 1.956倍	宮城県 5区 270,871人 2.176倍	鳥取県 2区 291,103人 1.998倍
	(平成32年見込人口)	(平成32年見込人口)	
最大:	東京都 22区 554,880人	東京都 1区 635,938人	
最小:	鳥取県 1区 277,569人 1.999倍	宮城県 5区 249,225人 2.552倍	

○ 都道府県間の議員1人当たり人口の較差

	今回の改定案 (平成27年日本国民の人口)	現 行 (平成27年日本国民の人口)	前回区割り改定時 (平成22年国調人口)
最大:	東京都 525,468人	東京都 525,468人	東京都 526,376人
最小:	鳥取県 285,029人 1.844倍	鳥取県 285,029人 1.844倍	鳥取県 294,334人 1.788倍
	(平成32年見込人口)	(平成32年見込人口)	
最大:	東京都 538,049人	東京都 538,029人	
最小:	鳥取県 277,724人 1.937倍	鳥取県 277,724人 1.937倍	

(参考1) 区割り改定時等の選挙区人口の最大較差等

	最大較差	較差が2倍以上となる選挙区数	改定対象選挙区数
○ 今回の改定案 (平成27年日本国民の人口)			
最大： 神奈川県 16区 (554,516人)	1.956倍	0選挙区	19都道府県 97選挙区
最小： 鳥取県 2区 (283,502人)			
○ 過去の改定時等の状況			
・ 平成6年画定時 (平成2年国勢調査人口)			
最大： 北海道 8区 (545,542人)	2.137倍	28選挙区	
最小： 島根県 3区 (255,273人)			
・ 平成13年改定時 (平成12年国勢調査人口)			
最大： 兵庫県 6区 (558,947人)	2.064倍	9選挙区	20都道府県 68選挙区
最小： 高知県 1区 (270,743人)			
・ 平成25年改定時 (平成22年国勢調査人口)			
最大： 東京都 16区 (581,677人)	1.998倍	0選挙区	17都県 42選挙区
最小： 鳥取県 2区 (291,103人)			

(参考2) 今回の改定案における分割市区

- 分割が解消される市町の数 9市町
 - 青森県：青森市
 - 岩手県：盛岡市
 - 三重県：津市
 - 熊本県：熊本市中央区・西区・南区・北区、上益城郡山都町
 - 鹿児島県：南九州市

- 新たに分割される市区の数 26市区
 - 北海道：札幌市北区・西区
 - 宮城県：仙台市太白区
 - 埼玉県：さいたま市見沼区、川口市、越谷市
 - 東京都：港区、新宿区、台東区、品川区、目黒区、中野区、杉並区、豊島区、板橋区、八王子市、多摩市、稲城市
 - 神奈川県：横浜市都筑区、川崎市宮前区、座間市
 - 愛知県：瀬戸市
 - 兵庫県：西宮市、川西市
 - 福岡県：福岡市南区・城南区

- 分割の区域が変更される市区の数 10市区
 - 千葉県：船橋市
 - 東京都：大田区、世田谷区、足立区、江戸川区
 - 神奈川県：川崎市中原区、相模原市南区
 - 三重県：四日市市
 - 愛媛県：松山市
 - 鹿児島県：鹿児島市

※ 今回の改定案により、分割市区町の総数は105（+17）となる。
（平成29年4月19日現在の分割市区町の総数は88）

今回の改定案で変更される選挙区

	選挙区数	都道府県数	都道府県別内訳 ()内は該当選挙区
1, 選挙区の数が増えることとなる県の区域内の選挙区の改定に伴うもの 【衆議院選挙制度改革関連法附則第2条第3項第2号ロ】	27	6	青森県(1区、2区、3区、4区)、岩手県(1区、2区、3区、4区)、三重県(1区、2区、3区、4区、5区)、奈良県(1区、2区、3区、4区)、熊本県(1区、2区、3区、4区、5区)、鹿児島県(1区、2区、3区、4区、5区)
2, 較差2倍未満等の人口基準に適合しない選挙区(1に該当する選挙区を除く。)の改定に伴うもの等 【衆議院選挙制度改革関連法附則第2条第3項第2号本文・ハ・ニ】	70	13	
(内訳) 上限人口を上回る選挙区の改定に伴うもの	56	10	北海道(1区、2区、4区)、宮城県(1区、3区)、埼玉県(1区、2区、3区、5区、13区、15区)、千葉県(4区、13区)、東京都(1区、2区、3区、4区、5区、6区、7区、8区、10区、11区、12区、13区、14区、16区、17区、19区、21区、22区、23区、24区、25区)、神奈川県(7区、8区、9区、10区、13区、14区、16区、18区)、愛知県(6区、7区、12区、14区)、大阪府(1区、2区、4区)、兵庫県(2区、5区、6区、7区)、福岡県(2区、3区、5区)
下限人口を下回る選挙区の改定に伴うもの	11	4	宮城県(4区、5区、6区)、福島県(3区、4区)、愛媛県(1区、2区、4区)、長崎県(2区、3区、4区)
その他作成方針に基づく改定に伴うもの	3	1	北海道(6区、10区、12区)
合 計	97	19	

(参考) 選挙区を変更しない府県

28 府県

秋田県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、静岡県、京都府、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、高知県、佐賀県、大分県、宮崎県、沖縄県

注) 「衆議院選挙制度改革関連法」とは、衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律(平成28年法律第49号)のことをいう。

注) 「都道府県別内訳」欄の下線を付した道県については、再掲である。

注) 複数の区分に該当する道県があるため、2の都道府県数の合計は単純計と一致しない。

注) 衆議院選挙制度改革関連法で定める改定対象選挙区の区分による。

注) 今回の改定案で変更される改定後の選挙区数は、1の改定に伴い選挙区数が6減少するため、19都道府県91選挙区となる。

注) 「較差2倍未満等の人口基準に適合しない選挙区」とは、衆議院選挙制度改革関連法で定める人口最少県の人口最少選挙区(平成27年日本国民の人口では鳥取県第2区、平成32年見込人口では鳥取県第1区)の人口以上当該人口の2倍未満の基準(平成27年日本国民の人口では283,502人～567,003人、平成32年見込人口では277,569人～555,137人)に適合しない選挙区である。

注) 「その他作成方針に基づく改定」とは、区割り改定案の作成方針(平成28年12月22日)2(6)(ロ)に基づき、北海道の総合振興局又は振興局の区域と整合を図る改定である。